

河川保全区域における行為の許可申請について

●河川保全区域について（河川法第54条第1項）

河川保全区域とは、河川管理者が河岸又は河川管理施設を保全するために必要があると認めて指定した河川区域に隣接する一定の区域のことです。

●東三河建設事務所が管理する河川保全区域が指定されている河川について

東三河建設事務所が管理している河川の中で、河川保全区域が指定されている河川は下記のとおりです。

水系	河川名	指定区間	指定区域
梅田川水系	梅田川	全区間(両岸)	河川区域の境界から18m以内
音羽川水系	音羽川	山陰川合流点から下流端まで(両岸)	河川区域の境界から18m以内

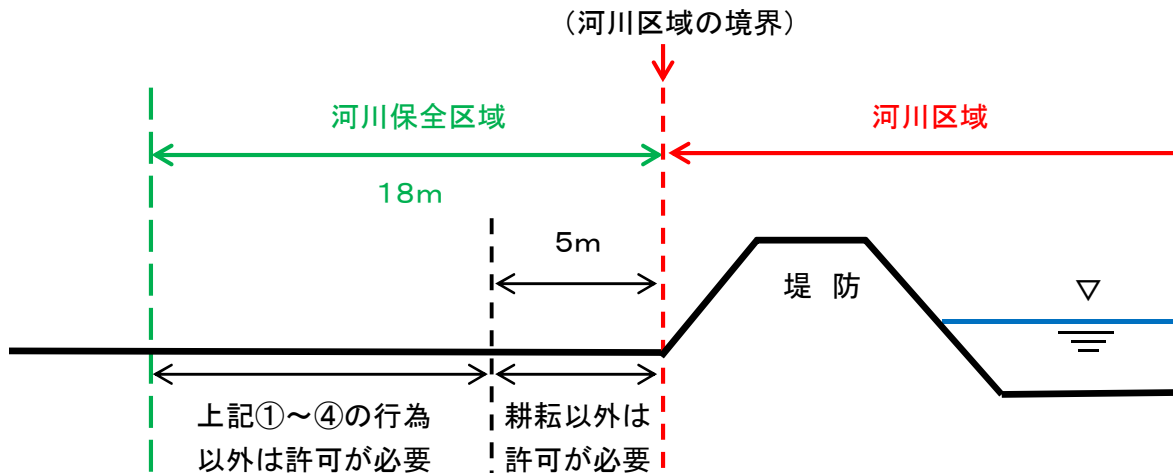
●河川保全区域における行為の制限について（河川法第55条第1項）

河川保全区域内において、下記の(1)及び(2)の行為をしようとする者は、河川管理者の許可が必要です。

- (1)土地の掘さく、盛土又は切土、その他土地の形状を変更する行為
- (2)工作物の新築又は改築

ただし、河川法施行令第34条第1項に規定する下記の①～④の行為については許可の申請をする必要はありません。

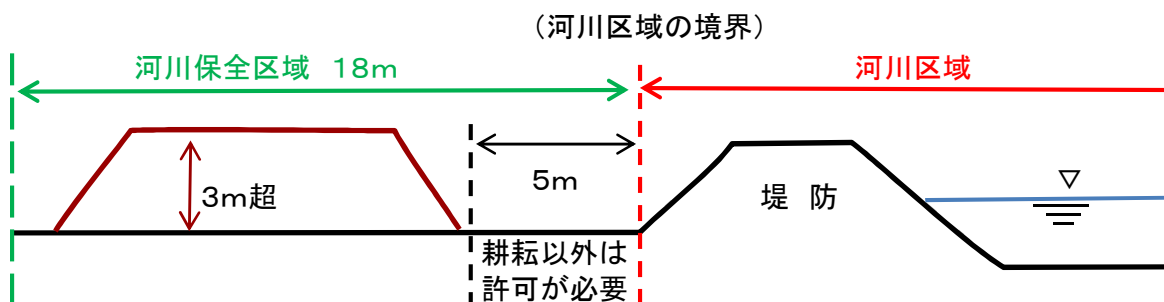
- ① 耕耘(こううん)
- ② 河川区域(河川管理施設の敷地。以下同様)の境界から距離が5mを超える土地で、地表から高さ3m以内の盛土(堤防に沿って行う盛土で堤防に沿う部分の長さが20m以上のものを除く)
- ③ 河川区域の境界から距離が5mを超える土地で、地表から深さ1m以内の土地の掘さく又は切土
- ④ 河川区域の境界から距離が5mを超える土地で、工作物(コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なもの及び貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものを除く)の新築又は改築。
※④に該当する工作物の例:木造、プレハブ、軽量鉄骨、ブロック造等の堅固でないもの。



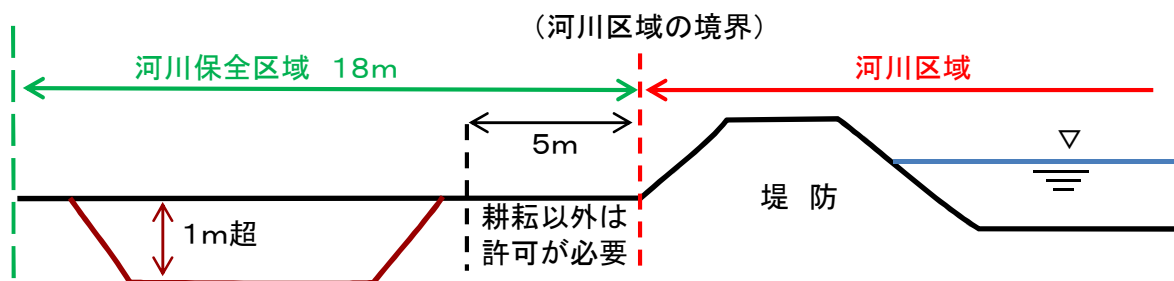
●河川保全区域における許可が必要な行為（河川法第55条第1項）の主な例

1. 盛土・掘さく等の土地の形状変更に関するもの

- (1) 地表から高さ3mを超える盛土(3m以内であっても、堤防に沿って20m以上行うもの)は許可が必要。
 (河川法施行令第34条第1項第2号)

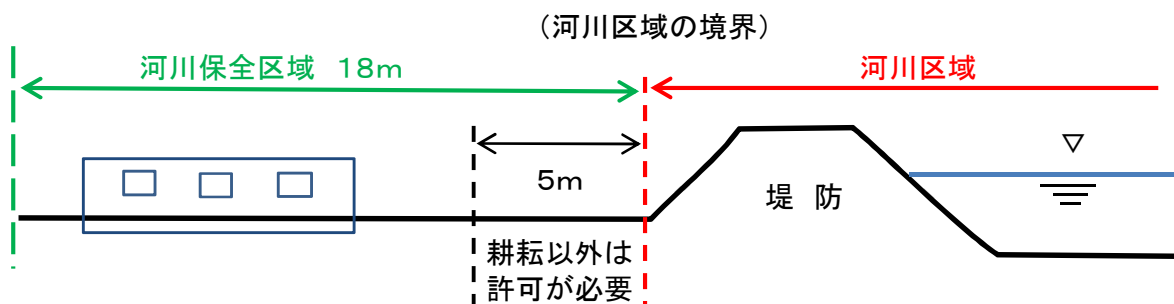


- (2) 地表から深さ1mを超える土地の掘さく又は切土は許可が必要。
 (河川法施行令第34条第1項第3号)

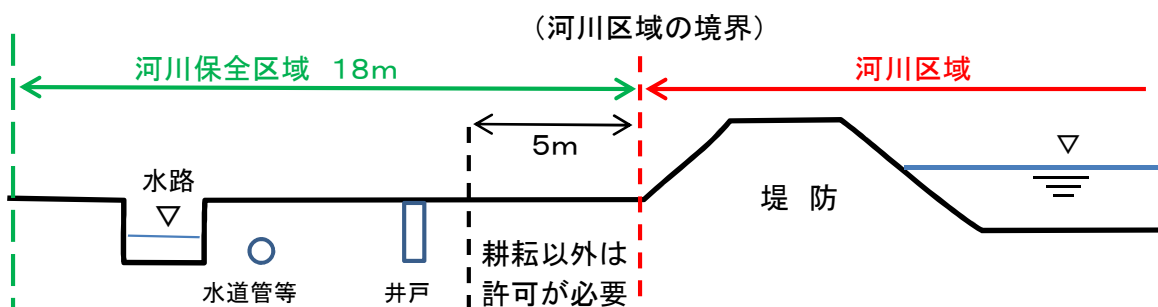


2. 工作物の新築又は改築に関するもの

- (1) コンクリート造、石造、れんが造等の堅固なものは許可が必要。
 (河川法施行令第34条第1項第4号)



- (2) 貯水池、水槽、井戸、水路等水が浸透するおそれのあるものは許可が必要。
 (河川法施行令第34条第1項第4号)



●河川保全区域における行為の許可申請に必要な書類について

番号	添付図書	縮尺	内 容
(1) 必ず提出するもの			
①	申請書(甲様式)		<input type="checkbox"/> 申請年月日は、申請書を提出する年月日を記載してください。 <input type="checkbox"/> 申請者が法人の場合は、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。 <input type="checkbox"/> 「第 条」の箇所には、「第55条第1項」と記載してください。
②	申請書(乙様式)		<input type="checkbox"/> 工作物の新築又は改築の場合・・・「乙の4」を使用。 <input type="checkbox"/> 土地の形状変更の場合・・・「乙の5」を使用。
③	事業の計画の概要を記載した書類		
④	位置図	50,000分の1	<input type="checkbox"/> 申請箇所を○印で明示し、「申請箇所」と朱書きしてください。
⑤	実測平面図	2,500分の1以上	<input type="checkbox"/> 堤防、護岸等の河川管理施設、水制、流水方向及び道路等必要なものを図示し、申請工作物及び関連施設などについて平面的な外形配置の分かる図面としてください。 <input type="checkbox"/> 河川区域の境界、河川保全区域の境界を朱線で明示してください。 <input type="checkbox"/> 断面図の断面位置を記載してください。(例:「A-A´」等の表示)
⑥	横断面図	縦100分の1 横500分の1を標準とする	<input type="checkbox"/> 申請工作物、河床及び河川管理施設との関係を知ることができる図面としてください。(特に、距離・深さ) <input type="checkbox"/> 両岸が記入されたものとしてください。 <input type="checkbox"/> 現況河道及び河川改修計画線を記載してください。 <input type="checkbox"/> 河川区域の境界、河川保全区域の境界を朱線で明示してください。
⑦	求積図(面積計算書)	1,000分の1以上	<input type="checkbox"/> 求法は原則として、三斜求積法(三角形による求積)とし、同一図面中に計算表を記載してください。 <input type="checkbox"/> 河川保全区域内の行為面積を記載してください。 <input type="checkbox"/> 「乙の4」又は「乙の5」に記載した行為面積と整合させてください。
⑧	土地整理図(公図)の写し	600分の1以上	<input type="checkbox"/> 法務局保存の土地図面(いわゆる公図)の写しに申請に係る場所を明示してください。 <input type="checkbox"/> 申請地及び隣接地の所有者と地目を明示してください。 <input type="checkbox"/> 河川区域の境界、河川保全区域の境界を朱線で明示してください。
⑨	設計図 又は 構造図	100分の1以上	<input type="checkbox"/> 横断面図、平面図、正面図、基礎図等を記載してください。
⑩	工事仕様書		<input type="checkbox"/> 工事の実施方法を記載した内容。
⑪	工程表		<input type="checkbox"/> 「乙の4」又は「乙の5」に記載した工期と整合させてください。
⑫	現況写真		<input type="checkbox"/> 堤防等の河川管理施設との位置関係が分かるものとしてください。 <input type="checkbox"/> 写真上に施工箇所、川の流向を明示してください。
(2) 必要に応じて提出するもの			
⑬	現許可書の写し		<input type="checkbox"/> 変更申請の場合のみ。
⑭	土地所有者の承諾書 又は契約書の写し		<input type="checkbox"/> 申請者が土地の所有者でない場合は、所有者の承諾書等を添付してください。
⑮	他の行政庁の許可書の写し		<input type="checkbox"/> 河川法の申請行為に関し、他の行政庁の許可、認可その他の処分を受けることを必要とするときは、その処分を受けていることを示す書面又は受ける見込みに関する書面を添付してください。

※許可を受けた事項の変更の許可申請にあつては、添付図書のうちその変更に関する事項を記載した図書を添付すれば足りませんが、変更の趣旨及び理由を記載した書面並びに、この許可に係る許可書の写しを申請書に添付してください。

●許可申請手続きの流れ

許可申請手続きの流れ	
事前相談	事前相談いただく際は、お電話でのご予約をお願いします。 工事施工内容等がわかる図面(実測平面図、横断面図)、土地整理図(公図)、現況写真及び参考となる図面等をご用意の上、ご相談ください。
↓	
許可申請	申請書及び必要添付書類を、2部ご提出ください。
↓	
審査	河川管理者から補正要求があった場合は、補正をお願いします。
↓	
許可	許可書の交付を受けます。
↓	
工事等届出書(着手)の提出	工事着手までに工事等届出書(着手)を提出してください。
↓	
工事施工	
↓	
工事等届出書(終了)の提出	工事完了後、直ちに工事等届出書(終了)を提出してください。
↓	
工事完了	

●申請書等の様式について

・申請書(甲・乙)及び工事等届出書の様式は、愛知県東三河建設事務所のWebページからダウンロードすることができます。

アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/higashimikawa-kensetsu/youshikikasen.html>

●相談・申請にあたってのお願い

・ご相談は、事前にお電話でご予約いただきますとスムーズに対応可能です。ご予約なく窓口にお越しいただいた場合は、担当者が不在の場合があります。あらかじめご了承ください。

・受付時間: 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く)

午前8時45分～正午、午後1時～午後5時30分

・申請は十分時間に余裕をもって行ってください。

・許可申請から許可まで、概ね10日間の日数(土日・祝日・年末年始を除く)が必要です。

・補正が必要な場合は、更に日数がかかることがあります。

●問い合わせ先

愛知県東三河建設事務所 維持管理課 管理第二グループ

〒440-0801 豊橋市今橋町6番地

Tel: 0532-52-1332(ダイヤルイン)

Fax: 0532-52-1321